証券コード　2450
平成27年６月１日

株　主　各　位

東京都港区赤坂三丁目３番３号
株式会社　一　　休
代表取締役社長　森　　正文

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討賜りまして、後述のご案内に従って平成27年６月22日（月曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1.　**日　　時**　平成27年６月23日（火曜日）　午前10時
2.　**場　　所**　東京都千代田区隼町１番１号
　　　　ホテルグランドアーク半蔵門３階「華の間」
3.　**株主総会の目的である事項**
　　報 告 事 項
　　　　第17期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
　　　　事業報告及び計算書類の内容報告の件
　　決 議 事 項
　　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　　第２号議案　定款一部変更の件
　　　第３号議案　取締役３名選任の件
　　　第４号議案　監査役１名選任の件
4.　**議決権行使についてのご案内**
　⑴ 書面による議決権行使の場合には、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月22日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。
　⑵ インターネットにより議決権を行使される場合には、26ページに記載の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧の上、平成27年６月22日（月曜日）午後５時までにご行使ください。
　⑶ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
5.　**その他株主総会招集に関する決定事項**
　　議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の３日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

以　上

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
　代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主１名に限るとさせていただきます。）
　株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、当社ホームページ(http://www.ikyu.co.jp/）に掲載することによりお知らせいたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、国による景気対策や金融政策などの効果もあり、企業業績の回復が緩やかに進みました。製造業や観光業においては円安の影響や、ビザ緩和などの施策により訪日外国人が増加し、景気の活性化が少しずつ見られました。しかしながら依然として個人消費動向の先行きは不透明で、本格的な景気回復には至っていない状況が続いております。

こうした状況のなか、当社ではコアなユーザーを囲い込むための施策として一休プレミアサービスを導入しました。また、ユーザーの利便性を向上させるため、サイトのリニューアルを行い、そのほかにも様々な施策を実施してまいりました。高級ホテル・旅館の予約サイト「一休.com」のみならず厳選レストランの予約サイト「一休.comレストラン」などのサービス展開により、登録会員数は393万人と前事業年度末の346万人から大幅に増加させることができました。さらに10月には海外のラグジュアリーホテルの予約サイト「一休.com海外」を開始し、さらなる事業展開に努めました。

「宿泊予約」（「一休.com」及び「一休.comビジネス」）の取扱施設数は当事業年度末において、2,588施設となり、前事業年度末の2,410施設から178施設増加しました。販売宿泊室数は約189万室（前期約173万室）、販売取扱高は50,512百万円（前期42,381百万円）となり、一室あたりの平均単価は26,603円（前期24,455円）となりました。その結果、手数料収入は5,293百万円（前期4,513百万円）と大幅に増加しました。

「その他」（「一休.comレストラン」、「贈る一休」及び「一休.comスパ」）の手数料収入は1,251百万円（前期930百万円）となりました。

「広告収入、その他」は73百万円（前期85百万円）となりました。

営業収益は6,619百万円（前期比19.7％増）となりました。一方、営業費用は、一休プレミアサービスによるポイント費用の増加や、新規会員獲得のための広告宣伝費等が増加したため、4,416百万円（前期比25.3％増）となりました。これらの結果、営業利益2,202百万円（前期比10.0％増）、経常利益2,270百万円（前期比9.7％増）、当期純利益1,406百万円（前期比15.2％増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資は、サーバ機器及びソフトウェアの開発及び購入など総額110百万円となっております。

(3) 対処すべき課題

当社は、「こころに贅沢を」をモットーに「上質」にこだわりつつ、お客様に一休だから「安心」で「お得」なワンランク上のサービスを提供することを目指しております。

また、在庫の提供をしていただくホテル・旅館やレストランなどの取引先様にも安定した送客をすることでより良い取引関係を持続させ、お客様、取引先様、そして当社がWin-Win-Winの関係となるよう善処しております。

昨今、スマートフォンやタブレットの普及によりモバイル端末からの予約も増えております。これまでのPCに加え、モバイル端末からの検索・予約などの機能もより一層良いものに常に進化させてまいります。様々な工夫を継続的に行うことでより使いやすく、より魅力的なサイト運営を心がけてまいります。

一方、観光庁が推進しているビジット・ジャパン事業の効果などを受け急増している訪日外国人の需要にこたえるサービス提供を行うべく、様々な取り組みに挑戦してまいりたいと考えております。

管理面におきましては、ネット企業としての重要リスクに対処すべく、個人情報管理の徹底と、セキュリティ体制の万全の整備・運用に努めます。そうしたリスク要因の削減とともに、コンプライアンスを徹底し、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組んでまいります。

株主の皆様への利益還元を重視する立場から、成長資金との関係を考慮しながら配当金額の増大に努めてまいります。

絶え間ない改善と新規アイデアでビジネスモデルに磨きをかけ、持続的な成長を果たせるよう強固な企業体質を構築してまいります。

何卒、今後とも株主の皆様方の一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況

区分	第14期 (平成24年３月期)	第15期 (平成25年３月期)	第16期 (平成26年３月期)	第17期 (平成27年３月期)
営業収益（千円）	3,676,886	4,847,992	5,528,917	6,619,017
経常利益（千円）	1,084,158	1,707,837	2,070,145	2,270,477
当期純利益（千円）	484,580	1,014,818	1,220,794	1,406,040
１株当たり当期純利益(円)	16.27	34.08	40.94	47.57
総資産（千円）	7,535,064	8,933,327	10,027,251	10,272,806
純資産（千円）	5,151,567	5,847,464	6,280,624	6,556,799

(注)1. １株当たり当期純利益は、期中平均発行株式数に基づき算出しております。
2. 当社は、平成26年4月1日付で普通株式１株当たり100株の割合で株式分割を行いました。１株当たり当期純利益は、当該株式分割が第14期の期首に行われたと仮定して算定しております。

(5) 主要な事業内容

当社は①高級ホテル・高級旅館に特化したオンライン予約サイト「一休.com」、②厳選レストランの即時予約サイト「一休.comレストラン」、③プレミアムなビジネスホテル専門予約サイト「一休.comビジネス」等を運営しております。

(6) 営業所

本社　　東京都港区赤坂三丁目３番３号

(7) 従業員の状況

従業員数	140名（前期末比29名増）
平均年齢	32.1歳
平均勤続年数	3.4年

（注） 派遣社員は含んでおりません。

２．会社の株式に関する事項　（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　107,424,000株

(2) 発行済株式の総数　　29,399,900株

(3) 当事業年度末株主数　　11,717名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
森　正文	12,039,600株	40.95%
森トラスト株式会社	3,000,000株	10.20%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	967,700株	3.29%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	557,400株	1.90%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	351,900株	1.20%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	343,500株	1.17%
チェースマンハッタンバンクジーティーエス クライアンツアカウントエスクロウ	341,740株	1.16%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	340,800株	1.16%
高野裕二	302,000株	1.03%
栗原俊樹	254,000株	0.86%

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行と株主還元のため、以下の手続を実施いたしました。

①平成26年８月１日から平成26年８月25日までの間に、市場取引により、491,900株（発行済株式総数に対する割合は約1.65%）の自己株式を取得いたしました。

②平成26年８月29日の取締役会決議により、平成26年９月８日に、取得した当社普通株式491,900株を消却いたしました。

３．会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日に当社役員が有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成24年６月22日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の行使価額　　1株につき　　357円
②新株予約権の行使期間　　平成26年6月23日から平成31年6月23日まで
③当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	100個	普通株式　10,000株	１人

平成25年６月21日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の行使価額　　1株につき　　1,472円
②新株予約権の行使期間　　平成27年6月22日から平成32年6月22日まで
③当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	240個	普通株式　24,000株	３人

平成26年６月20日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の行使価額　　1株につき　　1,359円
②新株予約権の行使期間　　平成28年6月21日から平成33年6月21日まで
③当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	400個	普通株式　40,000株	４人

平成26年10月30日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の行使価額　　1株につき　　1,478円
②新株予約権の行使期間　　平成28年10月31日から平成33年10月31日まで
③当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	300個	普通株式　30,000株	１人

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
金　子　昌　資	取締役会長	
森　　正　文	代表取締役社長	
高　野　裕　二	取締役副社長	
榊　　淳	取締役副社長	宿泊事業本部長
浅　井　慶　三	取　締　役	レストラン事業本部長
菅　野　彰　人	取　締　役	システム本部長
漆　原　秀　一	取　締　役	管理本部長
亀　崎　英　敏	取　締　役	
千　本　倖　生	取　締　役	
太　田　　甫	常勤監査役	
平　木　正　人	監　査　役	株式会社エーアンドティー代表取締役社長
下　平　　坦	監　査　役	弁護士

(注) 1．取締役のうち、亀崎英敏氏及び千本倖生氏は、社外取締役であり、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2．監査役のうち、太田甫氏及び平木正人氏は、社外監査役であり、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3．取締役大橋広樹氏は平成26年６月20日に、取締役菅野彰人氏は平成27年３月31日に辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　11名　　226百万円（うち社外取締役　３名　７百万円）
監査役　３名　　16百万円（うち社外監査役　２名　12百万円）

(注) 1．報酬等の額にはストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額25百万円を含んでおります。
2．報酬等の額は、当事業年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）に係るものであり、その員数には平成26年６月20日開催の第16回定時株主総会の終了の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係及び当事業年度における主な活動状況

①取締役　亀崎　英敏

当期の主な活動内容といたしましては、当期に開催した取締役会13回中11回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

②取締役　千本　倖生

当期の主な活動内容といたしましては、就任後に開催された取締役会10回中10回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

③常勤監査役　太田　甫

当期の主な活動内容といたしましては、当期に開催した取締役会13回中13回、監査役会９回中９回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

④監査役　平木　正人

同氏は株式会社エーアンドティーの代表取締役社長であります。当社と株式会社エーアンドティーとの間に開示すべき関係はありません。

当期の主な活動内容といたしましては、当期に開催した取締役会13回中11回、監査役会９回中９回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称及び当事業年度に係る報酬等の額

名称	当事業年度に係る報酬等の額
新日本有限責任監査法人	21百万円

（注）上記の報酬等の額は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を実質的に区分できないため、これらの合計額をそのまま記載しております。なお、概算金額で記載しております。

(2) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の同意を得て、解任または不再任に関する議案を株主総会に提出する方針であります。また、監査役会は、会計監査人に法定の解任事由があると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。

(3) 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

21百万円

６．業務の適正を確保するための体制の整備

当社は、以下の基本方針を決議しております。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員（以下「役職員」という）が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範を制定し、その徹底を図るために管理本部がコンプライアンスへの取り組みを横断的に総括し役職員教育等を行う。

内部監査人はコンプライアンスの状況を監査し、その結果を必要に応じ取締役及び監査役へ報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、何時にてもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により、リスクのカテゴリーごとの責任管理体制の明確化をはかる。特に、個人情報漏洩及びシステム障害リスクに関しては、セキュリティ委員会を組織してリスク対応を定期的に協議するとともに教育等にあたる。

内部監査人は、リスク管理活動をモニタリングし、その結果を必要に応じ取締役及び監査役へ報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

情報の伝達が正確・迅速に行われるための組織体制・規程の整備・運用及びITの活用に努める。中期計画及び年度予算を策定し、進捗状況を取締役会がレビューし、必要な改善策を協議する。

(5) 監査役会がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務の補助が必要な場合、監査役会が指名した管理本部の従業員が補助を行い、当該業務に関しては取締役その他の上長等の指揮命令を受けないものとする。

(6) 取締役及び従業員が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

以下の体制の整備・運用を行うものとする。

・ 取締役は、毎月の経営状況・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項・重大な法令・定款違反及びその他コンプライアンス上重要な事項を監査役会に報告するものとする。

・ 従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項・重大な法令・定款違反及びその他コンプライアンス上重要な事項を直接監査役に報告できるものとする。

・ 内部監査人は、内部監査の実施にあたりその計画及び結果等につき、監査役と協議を行うものとする。

・ 監査役は、役職員に対して職務執行に関する文書を閲覧し、かかる事項に関する報告を求めることができる。

・ 監査役は、監査法人の会計監査実施にあたりその計画及び結果等につき、監査法人と協議を行うほか、監査業務実施にあたり適宜専門家に助言を求めることができる。

(注) 本事業報告の記載数字は、金額及び株式数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、四捨五入しております。

貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**9,125,824**	**流動負債**	**3,676,885**
現金及び預金	6,757,174	未払金	2,046,498
売掛金	848,763	未払費用	83,982
有価証券	402,200	未払法人税等	389,000
前払費用	106,291	未払消費税等	188,039
繰延税金資産	208,094	前受金	213,983
未収入金	762,485	預り金	250,567
その他	43,724	ポイント引当金	504,813
貸倒引当金	△2,909	**固定負債**	**39,120**
固定資産	**1,146,981**	役員退職慰労引当金	39,120
有形固定資産	**96,898**	**負債合計**	**3,716,006**
建物	14,074	（純資産の部）	
車両運搬具	9,720	**株主資本**	**6,513,299**
器具及び備品	73,103	**資本金**	**927,031**
無形固定資産	**74,024**	**資本剰余金**	**1,133,266**
ソフトウェア	73,979	資本準備金	1,133,266
電話加入権	44	**利益剰余金**	**4,453,001**
投資その他の資産	**976,058**	その他利益剰余金	4,453,001
投資有価証券	622,127	繰越利益剰余金	4,453,001
関係会社株式	70,300	**評価・換算差額等**	**4,230**
破産更生債権等	3,141	その他有価証券評価差額金	4,230
繰延税金資産	96,918	**新株予約権**	**39,269**
その他	186,711		
貸倒引当金	△3,141	**純資産合計**	**6,556,799**
資産合計	**10,272,806**	**負債純資産合計**	**10,272,806**

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損　益　計　算　書

（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		**6,619,017**
営業費用		**4,416,101**
営業利益		**2,202,915**
営業外収益		**71,165**
営業外費用		**3,603**
経常利益		**2,270,477**
特別利益		
固定資産売却益	2,026	2,026
特別損失		
減損損失	62,591	
その他	20	62,612
税引前当期純利益		**2,209,891**
法人税、住民税及び事業税	744,742	
法人税等調整額	59,109	803,851
当期純利益		**1,406,040**

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	914,786	1,121,021	1,121,021	4,224,465	4,224,465
当期変動額					
新株の発行	12,245	12,245	12,245	－	－
剰余金の配当	－	－	－	△477,588	△477,588
当期純利益	－	－	－	1,406,040	1,406,040
自己株式の取得	－	－	－	－	－
自己株式の消却	－	－	－	△ 699,915	△ 699,915
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	12,245	12,245	12,245	228,536	228,536
当期末残高	927,031	1,133,266	1,133,266	4,453,001	4,453,001

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	－	6,260,273	794	794	19,556	6,280,624
当期変動額						
新株の発行	－	24,490	－	－	－	24,490
剰余金の配当	－	△477,588	－	－	－	△477,588
当期純利益	－	1,406,040	－	－	－	1,406,040
自己株式の取得	△699,915	△699,915	－	－	－	△699,915
自己株式の消却	699,915	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	3,436	3,436	19,712	23,149
当期変動額合計	－	253,026	3,436	3,436	19,712	276,175
当期末残高	－	6,513,299	4,230	4,230	39,269	6,556,799

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1) 関係会社株式

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

①時価のあるもの

決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。

②時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　15～24年

車両運搬具　６年

器具及び備品　4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しておりましたが、平成23年６月23日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴い当総会終結時までの在任期間に相当する役員退

職慰労金の打切り支給が承認可決され、その具体的金額、方法等は、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議に一任いただいております。

このため、打切り支給承認に基づく要支給額を計上しております。

4．消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額	153,481千円
2．関係会社に対する金銭債権残高	1,629千円

（損益計算書に関する注記）

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア	62,591千円

(2) 減損損失に至った経緯

当初想定した収益を見込めなくなったため、減損損失を認識するものであります。

(3) 資産のグルーピング方法

当社は、事業単位を基準とした管理会計上の区分に従って資産のグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値をゼロとして算定しております。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	298,493	29,593,307	491,900	29,399,900
合　計	298,493	29,593,307	491,900	29,399,900

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加　29,550,807株

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加　42,500株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少　491,900株

２．自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	－	491,900	491,900	－
合　計	－	491,900	491,900	－

（変動事由の概要）

自己株式の取得及び消却

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	基準日	効力発生日
平成26年６月20日定時株主総会	普通株式	477,588	平成26年３月31日	平成26年６月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	基準日	効力発生日
平成27年６月23日定時株主総会	普通株式	558,598	平成27年３月31日	平成27年６月24日

４．新株予約権に関する事項

新株予約権の目的となる株式の数　普通株式10,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

(1) 流動資産

未払事業税	29,137千円
ポイント引当金	167,093千円
その他	11,864千円
計	208,094千円

(2) 固定資産

役員退職慰労引当金	12,651千円
自社開発ソフト	93,249千円
投資有価証券評価損	53,896千円
その他	9,177千円
計	168,975千円
評価性引当額	△ 69,638千円
繰延税金資産合計	307,431千円

繰延税金負債

固定負債	
その他有価証券評価差額金	2,418千円
繰延税金負債合計	2,418千円
繰延税金資産の純額	305,013千円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金及び円建て普通社債に限定しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内与信管理ルールに沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として債券及び株式であり、月次ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は全く行っておりません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位:千円）

	貸借対照表計上額 （＊）	時価 （＊）	差額
(1) 現金及び預金	6,757,174	6,757,174	－
(2) 売掛金	845,854	845,854	－
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	914,414	914,414	－
(4) 未収入金	762,485	762,485	－
(5) 未払金	(2,046,498)	(2,046,498)	－
(6) 未払法人税等	(389,000)	(389,000)	－
(7) 預り金	(250,567)	(250,567)	－

（＊）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）１.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注）２.非上場株式（貸借対照表計上額 180,213千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　221円69銭

２．１株当たり当期純利益　47円57銭

（注）　１株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

当期純利益	1,406,040千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	1,406,040千円
普通株式の期中平均株式数	29,554,373株

（重要な後発事象に関する注記）

自己株式の取得

当社は、平成27年５月12日開催の取締役会決議に基づき、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

１．自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行と株主還元のため。

２．取得に係る事項の内容

(1)取得対象株式の種類	当社普通株式
(2)取得し得る株式の総数	300,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合　1.02％）
(3)株式の取得価額の総額	800,000,000円
(4)取得期間	平成27年５月18日～平成27年６月19日
(5)取得方法	東京証券取引所における市場買付

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

株式会社一休
　　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒　田　　裕 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三　浦　　太 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林　　達　郎 ㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社一休の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務分担等を定め、監査役から監査の実施状況及び結果報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務分担に従い、取締役、内部監査人その他の従業員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める内部統制システムについて、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月20日

株式会社一休　監査役会

常勤監査役　　太　田　　甫　㊞

監　査　役　　平　木　正　人　㊞

監　査　役　　下　平　　坦　㊞

（注）常勤監査役太田甫及び監査役平木正人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり剰余金の処分をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第17期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき　　金　19円
　配当総額　　558,598,100円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成27年６月24日

第２号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成27年５月１日に施行された改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第22条（社外取締役との責任限定契約）及び第28条（社外監査役との責任限定契約）の一部を変更いたしたいと存じます。なお、第22条の規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

現行定款	変　更　案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第22条（社外取締役との責任限定契約） 当会社は、社外取締役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。	第22条（取締役との責任限定契約） 当会社は、業務執行取締役等でない取締役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。
第５章 監査役及び監査役会	第５章 監査役及び監査役会
第28条（社外監査役との責任限定契約） 当会社は、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。	第28条（監査役との責任限定契約） 当会社は、監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。

第３号議案　取締役３名選任の件

本総会終結の時をもって取締役森正文、高野裕二及び榊淳の３名が任期満了となりますので、取締役３名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	もり　まさぶみ 森　正文 （昭和37年2月22日生）	昭和61年４月　日本生命保険相互会社入社 平成10年７月　当社設立 代表取締役社長就任（現任）	12,039,600株
2	たかの　ゆうじ 高野裕二 （昭和35年6月6日生）	昭和59年４月　日本生命保険相互会社入社 平成16年３月　当社取締役就任 平成16年４月　当社常務取締役就任 平成19年２月　当社専務取締役就任 平成22年６月　当社取締役副社長就任（現任）	302,000株
3	さかき　じゅん 榊　淳 （昭和47年7月24日生）	平成９年４月　株式会社第一勧業銀行入行 平成15年７月　ボストン コンサルティンググループ入社 平成21年２月　アリックスパートナーズ入社 平成25年２月　当社入社 当社宿泊事業本部長就任（現任） 平成25年６月　当社取締役就任 平成26年10月　当社取締役副社長就任（現任）	1,000株

（注）　各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって太田甫が任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出にあたっては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
おおた　はじめ 太　田　　甫 （昭和21年2月20日生）	昭和44年４月　日本生命保険相互会社入社 平成６年４月　同社福山支社長就任 平成８年４月　同社関連事業部担当部長就任 平成９年４月　財団法人ニッセイ文化振興財団理事就任 平成19年６月　当社常勤監査役就任(現任)	42,000株

（注）１．太田甫氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

２．太田甫氏は、大手金融機関で様々な業務に携わった識見に基づき、監査を実施するため、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって８年となります。

３．当社は、太田甫氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

４．候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

以　上

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

１．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

２．議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、平成27年6月22日（月曜日）午後５時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

３．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3)　議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

４．システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) パソコン用サイトによる場合

ア．画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。

(a).ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b).PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ．ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ．上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

①ｉモード　②EZweb　③Yahoo!ケータイ

※ｉモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはＫＤＤＩ株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

５．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

※パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

（１）本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］　0120（652）031　（受付時間　9:00～21:00 ）

（２）その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

［電話］　0120（782）031　（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

以 上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都千代田区隼町１番１号
ホテルグランドアーク半蔵門３階「華の間」
電話（03）3288－0111

●地　下　鉄　半蔵門線　半蔵門駅　下車　No.1出口　徒歩２分